

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 業務方法書 新旧対照表

改正案	現行	(参考) 雇用・能力開発機構業務方法書
<p><u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 業務の方法（第4条－<u>第15条</u>）</p> <p>第3章 業務の受託及び委託（<u>第16条－第22条</u>）</p> <p>第4章 契約の方法（<u>第23条－第30条</u>）</p> <p>第5章 業務の成果の普及等の方法（<u>第31条－第33条</u>）</p> <p>第6章 施設等の貸与（<u>第34条</u>）</p> <p>第7章 業務運営に関する事項の公表の方法（<u>第35条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第147号）第1条の2の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</u></p> <p>（業務の執行）</p> <p>第2条 機構の業務は、通則法及び<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）</u>並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p><u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書</u></p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 業務の方法（第4条－<u>第13条</u>）</p> <p>第3章 業務の受託及び委託（<u>第14条－第20条</u>）</p> <p>第4章 契約の方法（<u>第21条－第28条</u>）</p> <p>第5章 業務の成果の普及等の方法（<u>第29条－第31条</u>）</p> <p>第6章 施設等の貸与（<u>第32条</u>）</p> <p>第7章 業務運営に関する事項の公表の方法（<u>第33条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び<u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第147号）第1条の2の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</u></p> <p>（業務の執行）</p> <p>第2条 機構の業務は、通則法及び<u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「機構法」という。）</u>並びに<u>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）</u>、<u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害法」という。）</u>等の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>	<p>独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第3条）</p> <p>第2章 業務の方法（第4条－第22条）</p> <p>第3章 業務委託の基準（第23条・第24条）</p> <p>第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第25条－第27条）</p> <p>第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項（第28条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項並びに独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第22号。以下「機構則」という。）第1条及び附則第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>（業務の執行）</p> <p>第2条 機構の業務は、通則法及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「機構法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。</p>

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、主務大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。)によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の効率的かつ効果的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、もって高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与するものとする。

## 第2章 業務の方法

(高年齢者等の雇用に係る給付金の支給業務)

第4条 機構は、機構法第14条第1項第1号の業務として、高年齢者等(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第49条第1項に規定する「高年齢者等」をいう。以下同じ。)の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第104条第1項に規定する定年引上げ等奨励金(以下「給付金」という。)の支給業務を行うものとする。

2 (略)

第5条 (略)

(高年齢者等の雇用に係る相談その他の援助業務)

第6条 機構は、機構法第14条第1項第2号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) から (4) まで (略)

2 及び 3 (略)

(高齢期の職業生活設計に係る助言又は指導業務)

第7条 機構は、機構法第14条第1項第3号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) から (3) まで (略)

2 (略)

(障害者職業センターの設置運営業務)

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、主務大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。)によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の効率的かつ効果的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、もって高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与するものとする。

## 第2章 業務の方法

(高年齢者等の雇用に係る給付金の支給業務)

第4条 機構は、機構法第11条第1項第1号の業務として、高年齢者等(高齢法第49条第1項に規定する「高年齢者等」をいう。以下同じ。)の雇用機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)第104条第1項に規定する定年引上げ等奨励金(以下「給付金」という。)の支給業務を行うものとする。

2 (略)

第5条 (略)

(高年齢者等の雇用に係る相談その他の援助業務)

第6条 機構は、機構法第11条第1項第2号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) から (4) まで (略)

2 及び 3 (略)

(高齢期の職業生活設計に係る助言又は指導業務)

第7条 機構は、機構法第11条第1項第3号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) から (3) まで (略)

2 (略)

(障害者職業センターの設置運営業務)

(業務運営の基本方針)

第3条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画(当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。)によるほか、通則法及び機構法並びに関係法令に定めるところにより、業務の効率的かつ効果的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与するものとする。

第8条 機構は、機構法第14条第1項第4号の業務として、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害法」という。）第19条第1項に規定する障害者職業センター（同項各号に掲げる障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターをいう。）の設置及び運営の業務を行うものとする。

2 (略)

(障害者職業能力開発校の運営業務)

第9条 機構は、機構法第14条第1項第5号の業務として、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第8条第2項に規定する中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校（以下「中央障害者職業能力開発校等」という。）の運営の業務を行うものとする。

2 中央障害者職業能力開発校等の行う職業訓練に係る教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準は、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則第10条から第13条まで及び第20条に定めるところによるものとする。

3 第1項の業務は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

4 中央障害者職業能力開発校等の行う職業訓練（求職者に対して行うものを除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

5 第1項の業務の実施については、前3項に規定するもののほか、職業能力開発促進法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(納付金関係業務等)

第10条 機構は、機構法第14条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) から (7) まで (略)

2 から 7 まで (略)

第11条及び第12条 (略)

(職業能力開発促進センターその他の施設の設置運営業務)

第13条 機構は、機構法第14条第1項第7号の業務として、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力

第8条 機構は、機構法第11条第1項第4号の業務として、障害法第19条第1項に規定する障害者職業センター（同項各号に掲げる障害者職業総合センター、広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターをいう。）の設置及び運営の業務を行うものとする。

2 (略)

(障害者職業能力開発校の運営業務)

第9条 機構は、機構法第11条第1項第5号の業務として、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第8条第2項に規定する中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営の業務を行うものとする。

2 前項の業務は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

3 職業訓練（求職者に対して行うものを除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

4 第1項の業務の実施については、職業能力開発促進法その他の関係法令に規定するもののほか、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(納付金関係業務等)

第10条 機構は、機構法第11条第1項第6号の業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) から (7) まで (略)

2 から 7 まで (略)

第11条及び第12条 (略)

(職業能力開発大学校等の設置運営等業務)

第11条 機構は、機構法第11条第1項第7号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

開発促進センター（以下「職業能力開発促進センター等」という。）並びに職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業訓練等（職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練をいう。以下この条において同じ。）を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うものとする。

2 職業訓練等に係る訓練の対象者、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準は、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則第10条から第15条まで及び第36条の6から第36条の10までに定めるところによるものとする。

3 職業訓練等（職業能力開発促進法第23条第1項に規定する職業訓練を除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに、適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

4 第1項の業務は、職業能力開発促進法第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

5 第1項の施設（同項の宿泊施設を除く。）を整備する場合にあつては、当該施設を都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画をいう。）その他市街地の整備の見地から適当なものとなるように整備するものとする。

6 第1項の業務の実施については、第2項から前項までに規定するもののほか、職業能力開発促進法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 職業能力開発大学校の設置及び運営を行うこと。
- (2) 職業能力開発短期大学校の設置及び運営を行うこと。
- (3) 職業能力開発促進センターの設置及び運営を行うこと。
- (4) 職業能力開発総合大学校の設置及び運営を行うこと。
- (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項ただし書に規定する職業訓練を実施すること。
- (6) 事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。

2 前項第1号から第4号までに掲げる施設の行う職業訓練に係る訓練の対象者、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する基準については、訓練課程ごとに、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第10条から第15条まで、及び第36条の6から第36条の10までに定めるところによる。

3 第1項第1号から第4号までに掲げる施設の行う職業訓練（職業能力開発促進法第23条第1項に規定する職業訓練を除く。）に要する費用は、訓練課程ごとに、適正な基準に従って定める額を徴収するものとする。

4 第1項の業務は、職業能力開発促進法第5条第1項の職業能力開発基本計画、同法第7条第1項の都道府県職業能力開発計画及び同法第15条の7の職業訓練実施計画を踏まえて行うものとする。

5 第1項第1号から第4号までに掲げる施設を整備する場合にあつては、当該施設を都市計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画をいう。）その他市街地の整備の見地から適当なものとする。

6 第1項の業務の実施については、第2項から前項までに規定するもののほか、職業能力開発促進法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

（職業訓練宿泊施設の設置運営等業務）

第12条 機構は、機構法第11条第1項第8号の業務として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練若しくは指導員訓練を受ける者のための職業訓練宿泊施設の設置及び運営を行うこと。
- (2) (略)

(求職者支援法に基づく職業訓練の認定業務)

第14条 機構は、機構法第14条第1項第8号の業務として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。)第4条第1項の規定による認定に関する事務を行うものとする。

2 前項の認定に関する基準は、求職者支援法第4条第1項各号及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第93号)第2条に定めるところによるものとする。

3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、求職者支援法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(附帯業務)

第15条 機構は、機構法第14条第1項第9号の業務として、同項第1号から第8号までに掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うものとする。

2 (略)

### 第3章 業務の受託及び委託

(業務の受託)

第16条 機構は、国その他の団体等の業務を受託できるものとする。

2 前項の受託は、機構法第14条第1項各号並びに機構法附則第5条第1項各号、第2項各号及び第3項各号に掲げる業務の範囲内において、その業務に支障のない場合に限り行うものとする。

第17条 機構は、前条の定めるところにより業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第18条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受託する業務の目的

(附帯業務)

第13条 機構は、機構法第11条第1項第7号の業務として、同項第1号から第6号までに掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うものとする。

2 (略)

### 第3章 業務の受託及び委託

(業務の受託)

第14条 機構は、国その他の団体等の業務を受託できるものとする。

2 前項の受託は、機構法第11条第1項各号並びに機構法附則第5条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務の範囲内において、その業務に支障のない場合に限り行うものとする。

第15条 機構は、前条の定めるところにより業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第16条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。

(1) 受託する業務の目的

(附帯業務)

第14条 機構は、機構法第11条第1項第10号及び同条第3項第2号の業務として、同条第1項第1号から第9号まで及び同条第3項第1号に掲げる業務に関する広報、調査その他の業務に附帯する業務を行うものとする。

### 第3章 業務委託の基準

- (2) 受託する業務の実施の方法
- (3) 受託する業務の実施に係る経費
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

(業務の委託)

第19条 機構は、機構法第15条第1項の規定に基づき、第4条、第10条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに第2項の業務の一部を、高年齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

第20条 機構は、前条に規定するもののほか、業務の効率的実施のため、その業務の一部を前条の法人その他の当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

第21条 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(委託契約)

第22条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 委託の目的
- (2) 委託の実施の方法
- (3) 委託に係る経費
- (4) その他必要な事項

#### 第4章 契約の方法

(契約方式)

第23条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第25条又は第26条の規定により指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

(一般競争)

- (2) 受託する業務の実施の方法
- (3) 受託する業務の実施に係る経費
- (4) 知的財産権の取扱い
- (5) その他必要な事項

(業務の委託)

第17条 機構は、機構法第12条第1項の規定に基づき、第4条、第10条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号並びに第2項の業務の一部を、高年齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人又は金融機関に委託することができる。

第18条 機構は、前条に規定するもののほか、業務の効率的実施のため、その業務の一部を前条の法人その他の当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

第19条 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(委託契約)

第20条 前条の契約においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 委託の目的
- (2) 委託の実施の方法
- (3) 委託に係る経費
- (4) その他必要な事項

#### 第4章 契約の方法

(契約方式)

第21条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第23条又は第24条の規定により指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

(一般競争)

(業務委託の基準)

第23条 機構は、機構法第12条の規定によるほか、業務の効率的実施のため、当該業務を的確に行う能力を有する者に委託することができる。

(委託契約)

第24条 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称
- (2) 委託業務の目的及び内容
- (3) 委託業務の実施方法
- (4) 委託に係る経費の額及び支払方法
- (5) その他必要な事項

#### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約方式)

第25条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争により契約を締結するものとする。

2 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がある場合又は同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができるものとする。

第24条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 一般競争入札執行の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項

(指名競争)

第25条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
- (2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (3) 契約の予定価格が少額であるとき

(随意契約)

第26条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
- (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
- (5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
- (6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき
- (7) その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき

(落札)

第27条 競争入札は、第24条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち

第22条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 一般競争入札執行の日時及び場所
- (4) 入札保証金に関する事項

(指名競争)

第23条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
- (2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (3) 契約の予定価格が少額であるとき

(随意契約)

第24条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
- (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
- (5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
- (6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき
- (7) その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき

(落札)

第25条 競争入札は、第22条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。

3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急を要し競争に付することができない場合又は競争に付することが不利と認められる場合においては、随意契約によることができるものとする。

4 契約に係る予定価格が少額である場合又は機構の業務運営上特に必要がある場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、指名競争に付し又は随意契約によることができるものとする。

(落札方式)

第26条 機構は、競争に付する場合には、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち、相手方となるべき

ち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 機構は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利な者を契約の相手方とすることができるものとする。

(契約の解除)

第28条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき、又は履行完了の見込みがないとき
- (2) 契約の履行につき不正行為があったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、機構の都合により必要と認められるとき

2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(契約の特例)

第29条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。

(会計規程への委任)

第30条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

第5章 業務の成果の普及等の方法

(国等への協力)

2 同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を定めなければならない。

(契約の解除)

第26条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき、又は履行完了の見込みがないとき
- (2) 契約の履行につき不正行為があったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、機構の都合により必要と認められるとき

2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

(契約の特例)

第27条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。

(会計規程への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

第5章 業務の成果の普及等の方法

(国等への協力)

者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 機構は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が機構にとって最も有利な者を契約の相手方とすることができるものとする。

(会計規程への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(その他)

第31条 機構は、国、地方公共団体、公益法人、営利法人その他の団体等の求めに応じて、その団体等の設置する委員会等に役職員を参画させることができる。

(成果の普及)

第32条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務の成果の普及を図るものとする。

- (1) 業務の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること
- (2) 業務の成果を機構のホームページに掲載して、提供すること
- (3) 調査研究の成果に関する技術指導を行うこと
- (4) その他事例に応じて最も適当と認められる方法

2 機構は、前項の業務を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(知的財産権の確立等)

第33条 機構は、調査研究等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又は譲渡すること等により、研究成果の普及を効果的に推進する。

2 機構は、前項の業務を実施するために、次の事項を定めなければならない。

- (1) 知的財産権の実施を許諾するための基準
- (2) 知的財産権の譲渡をするための基準
- (3) その他必要な事項

3 機構は、第1項の許諾又は譲渡に当たっては、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

## 第6章 施設等の貸与

第34条 機構は、機構の業務の実施に支障がない範囲において、別に定めるところにより、機構の施設等の一部を他の者に貸与することができるものとする。

2 前項の貸与を実施するときには、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

## 第7章 業務運営に関する事項の公表の方法

第29条 機構は、国、地方公共団体、公益法人、営利法人その他の団体等の求めに応じて、その団体等の設置する委員会等に役職員を参画させることができる。

(成果の普及)

第30条 機構は、次の各号に掲げる方法により、業務の成果の普及を図るものとする。

- (1) 業務の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること
- (2) 業務の成果を機構のホームページに掲載して、提供すること
- (3) 調査研究の成果に関する技術指導を行うこと
- (4) その他事例に応じて最も適当と認められる方法

2 機構は、前項の業務を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(知的財産権の確立等)

第31条 機構は、調査研究等から得られた知的財産権の実施を許諾し、又は譲渡すること等により、研究成果の普及を効果的に推進する。

2 機構は、前項の業務を実施するために、次の事項を定めなければならない。

- (1) 知的財産権の実施を許諾するための基準
- (2) 知的財産権の譲渡をするための基準
- (3) その他必要な事項

3 機構は、第1項の許諾又は譲渡に当たっては、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

## 第6章 施設等の貸与

第32条 機構は、機構の業務の実施に支障がない範囲において、別に定めるところにより、機構の施設等の一部を他の者に貸与することができるものとする。

2 前項の貸与を実施するときには、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

## 第7章 業務運営に関する事項の公表の方法

第28条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定める。

第35条 機構は、別に定めるところにより、機構の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、機構のホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

附 則

第1条から第4条まで (略)

(雇用促進住宅の譲渡等業務)

第5条 機構は、当分の間、機構法附則第5条第3項第1号及び第2号の業務として、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成23年法律第26号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成14年法律第170号)附則第6条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(平成11年法律第20号)附則第11条第1項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止並びに同条第2項及び第3項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止までの間の運営等を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(事業主その他のものを行う職業訓練の援助業務)

第6条 機構は、当分の間、機構法附則第5条第3項第3号の業務として、事業主その他のものを行う職業訓練の援助及びこれに付帯する業務を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

附 則 (平成23年〇月〇日業務方法書第〇号)

(施行期日)

この業務方法書の変更は、平成23年10月1日から施行する。

第33条 機構は、別に定めるところにより、機構の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、機構のホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

附 則

第1条から第4条まで (略)

附 則

(雇用促進住宅の譲渡等業務)

第12条 機構は、当分の間、機構法附則第4条第1項第2号及び第3号の業務として、機構法附則第6条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法(平成11年法律第20号。以下「旧機構法」という。)附則第11条第1項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止並びに同条第2項及び第3項に規定する雇用促進住宅の譲渡又は廃止までの間の運営等を行うものとする。

2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。